

再意見書

平成 17 年 2 月 3 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにはんぼしほごぎちよう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしがいしゃ  
ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス： 

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 16 年 12 月 21 日付け情審通第 122 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種  
指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見

1. 工事費・手続費について

(1) 工事費等の利用者料金の値下げについて

接続料である工事費・手続費の算定に用いる作業単金が低廉化されているにもかかわらず、利用者料金である工事費・契約料については値下げが実施されていません。

例えば、利用者が電話重畳型 ADSL を申込み場合には、契約料 800 円、基本工事費 1,000 円、交換機等工事費 2,050 円が必要です。工事費・手続費の算定に用いる作業単金が低廉化されているにもかかわらずこれらの費用は値下げが実施されていません。これら工事費・契約料の多くの部分は作業費が占めていることから合わせて値下げし、利用者に効率化によるコスト削減の効果を還元するべきであると考えます。

(2) 回線管理運営費と手続費の明確化について

【イー・アクセス(株)殿の意見 (P2 【1】②DSL 回線設置手続費 800 円の控除について)】

- ・ NTT 東西より、回線管理運営費用については、DSL 回線設置手続費 800 円が控除されていると伺っていますが、算定根拠資料ではどれぐらいの金額が控除されているのか明確ではありません。そのため、今回のラインシェアリング回線管理運営費用の値下げの要因として DSL 回線設置手続費 800 円の控除がどれぐらいの効果か判断できません。
- ・ したがって、回線管理運営費用から DSL 回線設置手続費 800 円を控除する際は、算定根拠資料で数値がわかるように明記していただけますようお願いいたします。
- ・ また、DSL 回線設置手続費 800 円については、コストの適正性、利用者の負担の公平性の観点から、適切かどうかをチェックしていただけますようお願いいたします。

上記ご意見に賛同いたします。

回線管理運営費には、S0 管理(受付等)に係る費用が含まれます。(算定根拠 (東日本コストに基づいた接続料) P49 および算定根拠 (西日本コストに基づいた接続料) P49)

一方、DSL 回線設置手続費および利用者料金である基本工事費にも S0 管理(受付等)に係

る費用が含まれています。

すなわち同じ費用が回線管理運営費、DSL 回線設置手数料および基本工事費に分かれて回収されています。ところが DSL 回線設置手数料は、「電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額」と定められており、また基本工事費は利用者料金であるためいずれも算定根拠が明らかにされていません。

算定根拠には S0 管理(受付等)に係る費用全体が記載されておらず、回線管理運営費を算定するための原価のみが記載されているため、S0 管理(受付等)に係る費用全体が回線管理運営費、DSL 回線設置手数料および基本工事費にどのように割り振られているのか不明であり算定の妥当性が判断できません。

従って、回線設置手続き費および基本工事費についても内訳などを明確にするべきです。

### (3) 同時工事の場合の工事費の割引について

同時に複数の工事を行う場合に、同時に工事を実施することにより作業時間が短縮できる、あるいは重複する作業工程を省略できる場合があります。

例えば、NTT東西の加入電話を休止し、他事業者の直取電話に加入すると同時に DSL を申込み場合などがそれに該当します。とくに MDF 工事は同時に工事を実施することによって省略できる作業工程があり、総作業時間が短縮できます。しかしながら、現在の工事費算定ではこのような作業時間短縮は反映されていません。

このような場合には、個々に工事を行う場合の工事費を単純に合算するのではなく、費用が低減される分を割引いた新たな接続料を設定すべきであると考えます。

## 2. ドライカップ接続料の算定について

### 【KDDI 殿意見 (P1)】

ドライカップの接続料は、本来、接続会計の結果に基づき算定するものですが、本接続料の算定方法として、昨年度に引き続き、接続会計に基づく費用に圧縮記帳対応資産を圧縮しない場合に発生する費用を加えて原価を補正する方法が採用されています。本算定方法は、平成15年度の情報通信審議会答申で示されたとおり、「特別な理由」に基づく暫定的な措置として認められるもの」です。敢えて今年度も継続する理由として、「施設設置負担金を支払った者がドライカップの利用に移行する状況が顕著になっているとは認められないためである」ことが挙げられています。

1年後を目処に再度実施される利用動向調査を踏まえ、補正の実施の判断が行われることとされていますが、直取サービス提供事業者に対する聞き取り調査の結果が示すとおり、既に施設設置負担金を支払った利用者が移行するという移行ユーザーの傾向は明

らかであって、直収電話サービスが本格的に展開される来年度には、暫定的な措置である補正を終了することを前提とした検討が行われるべきであると考えます。

なお、その際の利用動向調査については、調査方法・調査結果の開示等、透明性の確保に努めて頂くことを要望します。

#### 【イー・アクセス殿意見 (P2)】

ドライカップ接続料金については、総務省殿申請概要資料に「今後、施設設置負担金を支払った者がドライカップの利用に移行するケースが顕在化した場合には、平成17年度の接続料金再計算に反映させることが適当」、とありますので、平成17年度からの反映を強く要望いたします。

KDDI 殿およびイー・アクセス殿両者のご意見に賛同いたします。

上記ご指摘のとおり、現在の算定方法（原価を補正する方法）は暫定措置であり、ドライカップ利用への移行ケースが顕在化する来年度においては、補正を行わない算定方式を採用すべきと考えます。

### 3. ドライカップ開通時の本人性確認書類の提出について

【イー・アクセス殿意見 (P4【1】⑧ドライカップ開通時の本人性確認書類の提出について)】

・ 現在、DSL サービスでドライカップを開通させる際に、接続事業者からNTT東西からの要請で、本人性確認書類のFAX等送付を行っております。この送付作業については、オーダー数が多い際には、送付側及び受取側双方において業務上煩雑であり、加えて個人情報セキュリティの観点からも問題があると考えています。本人性確認は接続事業者等でも行えるものであり、複数の事業者が繰り返す行いうメリットは殆どありませんので、NTT東西での確認業務は省略していただき業務の効率化をはかることを強く要望します。

イー・アクセス殿のご意見に全面的に賛成いたします。是非とも改善をしていただきたいと考えています。

また、この改善を行えばNTT東西の作業も軽減されることになり、ひいては手続費の低減を図ることにもつながると考えます。

なお、本人性確認書類のFAX等送付による本人性確認は、NTT東西が工事費を間違いなく申込んだ利用者に請求するためと思われませんが、請求先をDSL事業者に変更するこ

とは可能であり、この場合には利用者への工事費の請求は DSL 事業者が自ら対処すべき問題となり、NTT 東西による本人性の確認が必要である合理的理由はないと考えます。

#### 4. 回線管理運営費について

当社は「ラインシェアリングの場合に必要なとされている名義確認作業は不必要であり、その分回線管理運営費を値下げすべき」との意見を提出いたしましたが、以下補足意見を述べます。

『IT時代の接続ルールに関する研究会 報告書』（平成14年7月23日）によれば、名義確認に関して次のように述べられております。

「名義確認を省略することは、NTT 東日本・西日本が DSL 等接続専用サービスを受ける人（契約者）の確認を行わないこととなることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。」

P5 II 2 (2)より

名義確認を省略することによって生じる懸念としては、例えば「DSL サービスの申込み者が別回線に申し込んでしまう」こと等が考えられます。しかし、このような事故が起こる可能性は非常に低いと考えられます。仮に万一 DSL サービス申込み者が誤って別回線に申し込んだとしても、ラインシェアリングをする為、誤って申し込まれた回線も電話に影響を与えることはなく通常どおり使用できます。一方誤って別回線を申し込んでしまった申込み者は、開通工事が完了してもサービス提供を受けられない為、その時点で誤申込みに気付くことができます。

またこのような場合に DSL 工事費を誤請求する懸念については、NTT 東西から直接利用者に請求するのではなく、DSL 事業者に請求することができますので、工事費については DSL 事業者が責任をもって対処すべき問題となり、NTT 東西が名義人確認により解消する問題ではありません。

当社へ DSL をお申込みになるお客様の5%程度は、名義人不一致により開通の遅れや再申請の必要が生じており、利用者にとっても DSL 事業者にとっても大きな負担となっています。全くといっていいほど発生していない誤申込み、しかも万一発生しても上述の通り DSL 事業者の責任で十分対処できる誤申込みを防止するという建前のために名義人確認を行う必要性はないと考えます。

約 8 億円という多大なコストと手間をかけて名義人確認を行うよりも、名義人確認を省略することによって接続料の値下げを可能とすることの方が利用者利益につながるものと考えます。

以上